

名称	規模		金額（円）				
			住宅（性能基準） 非住宅（標準入力法）	住宅 （誘導仕様基準）	非住宅 （モデル建物法）	適合証による申請	
性能向上計画認定	一戸建ての住宅	200㎡未満	32,100	16,800	/	5,100	
		200㎡以上	35,600	18,100		5,100	
	共同住宅等	300㎡未満	63,500	30,800		9,550	
		300㎡以上2,000㎡未満	106,000	52,700		19,400	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000	94,500		41,600	
		5,000㎡以上	256,000	143,000		73,900	
	非住宅	300㎡未満	208,000	/		79,900	9,550
		300㎡以上1,000㎡未満	262,000			102,000	16,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	335,000			133,000	25,400
		2,000㎡以上5,000㎡未満	478,000			216,000	73,900
		5,000㎡以上10,000㎡未満	588,000			281,000	116,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	696,000			338,000	147,000
		25,000㎡以上	793,000			396,000	183,000
	複合建築物	住宅部分について算定した額と非住宅部分について算定した額との合計額					
名称	規模		金額（円）				
			住宅（性能基準） 非住宅（標準入力法）	住宅 （仕様基準） （モデル住宅法） （フロア入力法）	非住宅 （モデル建物法）	適合証による申請	
基準適合認定	一戸建ての住宅	200㎡未満	32,100	16,800	/	5,100	
		200㎡以上	35,600	18,100		5,100	
	共同住宅等	300㎡未満	63,500	30,800		9,550	
		300㎡以上2,000㎡未満	108,000	52,700		19,400	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	179,000	94,500		41,600	
		5,000㎡以上	258,000	143,000		73,900	
	非住宅	300㎡未満	208,000	/		79,900	9,550
		300㎡以上1,000㎡未満	262,000			102,000	16,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	335,000			133,000	25,400
		2,000㎡以上5,000㎡未満	478,000			216,000	73,900
		5,000㎡以上10,000㎡未満	588,000			281,000	116,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	696,000			338,000	147,000
		25,000㎡以上	793,000			396,000	183,000
	複合建築物	住宅部分について算定した額と非住宅部分について算定した額との合計額					

◇性能向上計画認定において、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請等を併願する場合は、建築確認申請手数料に相当する額を加算する。

◇建築物の床面積の合計は、性能向上計画認定の場合は認定申請に係る部分について、基準適合認定の場合は認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。

◇複数の建築物の認定を申請する場合は、建築物ごとに手数料を算定し、合算する。

◇性能向上計画認定を受けた計画を変更する場合には、当該建築物にかかる性能向上計画認定手数料の2分の1の額とする。（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）ただし、建築物を追加する変更の場合は、追加する建築物ごとの床面積の合計に応じた手数料とする。追加及び変更の場合は各々算出した手数料を合算する。

◇建築物エネルギー消費性能向上計画認定軽微な変更証明書の交付に係る手数料は1件につき、建築物の床面積の合計に応じ性能向上計画認定手数料に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）